

日本学生支援機構奨学金

独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）は国の奨学金貸与・給付事業を行っている機関です。なお、高校及び専修学校高等課程での奨学金の募集・貸与業務等については、新潟県が実施します。

貸与型奨学金

1 第一種奨学金（無利子貸与）

(1) 対象 … 大学・短大・高専・専修学校（専門課程）および大学院

(2) 貸与条件

① 貸与月額【参考：平成30年度入学者】

ア 大学

(単位：円)

	国公立		私立		※最高月額は、奨学金申込時の家計支持者の収入が一定額以上の場合は利用できません。
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	
最高月額	45,000	51,000	54,000	64,000	
最高月額以外の月額	30,000	40,000	40,000	50,000	
	20,000	30,000	30,000	40,000	
		20,000	20,000	30,000	
				20,000	

イ 短大・高専（4・5年生）・専修学校（専門課程）

	国公立		私立		※最高月額は、奨学金申込時の家計支持者の収入が一定額以上の場合は利用できません。
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	
最高月額	45,000	51,000	53,000	60,000	
最高月額以外の月額	30,000	40,000	40,000	50,000	
	20,000	30,000	30,000	40,000	
		20,000	20,000	30,000	
				20,000	

ウ 高専（1～3年生）

	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
貸与月額	21,000	22,500	32,000	35,000
	10,000	10,000	10,000	10,000

② 貸与期間 機構が認めた貸与始期から学校の修業年限の終期まで

③ 返還期間 返還方式に応じて異なります。返還方式は所得連動返還方式と定額返還方式のどちらかを選択します。

(3) 選考基準の概要（在学採用の条件）

① 学力 1年に在学する者の基準（全履修科目の評定平均値）

	成績基準
大学・短大	高校2～3年（最終の2ヶ年）の成績3.5以上
高等専門学校	中学校3年生の成績の平均値3.5以上又は高等専門学校の学習成績の結果が判明している人についてはその本人の属する学科の平均水準以上
専修学校（専門課程）	高校2～3年（最終の2ヶ年）の成績3.2以上

※上記基準以外の基準として、家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）が住民税非課税であって、次のアまたはイのいずれかに該当する者

ア 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

イ 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

- ② 家計 家計基準は、世帯人員によって定められています。
 対象となるのは、家計支持者（父及び母、又はこれに代わって家計を支えている人）の1年間の収入・所得金額です。
 収入・所得の限度額は家族構成・通学状況・その他特別の事情（母子世帯等）により異なります。下表の金額はあくまで目安です。

【例：4人世帯の場合（家計支持者（父及び母、又はこれに代わって家計を支えている人）の収入・所得）】

		自 宅 通 学 者	
		給 与 所 得 者	給 与 所 得 者 以 外
大 学	国 公 立	742 万円	345 万円
	私 立	800 万円	392 万円
短 大	国 公 立	720 万円	330 万円
	私 立	783 万円	375 万円
専 修 学 校 (専 門 課 程)	国 公 立	685 万円	305 万円
	私 立	779 万円	371 万円

- (注)・ 給与所得者の金額は、源泉徴収票等の収入年額
 ・ 給与所得者以外は、所得税の確定申告における所得金額

2 第二種奨学金（有利子貸与）

- (1) 対 象 … 大学・短大・高専（4・5年生）・専修学校（専門課程）および大学院
 (2) 貸与条件 ※自宅・自宅外は問いません
 ① 貸与月額 2万円～12万円の1万円単位から選択
 大学院は、5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択
 ② 貸与期間 機構が認めた貸与始期から学校の修業年限の終期まで
 ③ 返還期間 奨学金の貸与総額に応じて返還年数が決定されます（最長20年）
 ※ 奨学金には利子が付きます（在学中は無利子です）。平成30年3月末貸与終了者の場合、固定方式では年0.27%、利率見直し方式では年0.01%です（利率は年3%を超えないよう法令で定められています。）
 奨学金申込時に[1]利率固定方式（貸与終了時に決定する利率を返還終了まで適用）、[2]利率見直し方式（返還期間中おおむね5年毎に見直される利率を適用）のうちから利率の算定方法を選択します。
 (3) 選考基準の概要（在学採用の条件）
 ① 学力（次のいずれかに該当する者）
 ア 出身学校又は在籍する学校等における成績が、平均水準以上の人
 イ 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる人
 ウ 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる人
 エ 高等学校卒業程度認定試験の合格者で、上記ア～ウに準ずると認められる人
 ② 家計 家計基準は第一種奨学金と同様に、世帯人員によって定められています。
 下表の金額はあくまで目安です。

【例：4人世帯の場合（家計支持者（父及び母、又はこれに代わって家計を支えている人）の収入・所得）】

		自 宅 通 学 者	
		給 与 所 得 者	給 与 所 得 者 以 外
大 学	国 公 立	1,096 万円	688 万円
	私 立	1,143 万円	735 万円
短 大	国 公 立	1,081 万円	673 万円
	私 立	1,126 万円	718 万円
専 修 学 校 (専 門 課 程)	国 公 立	1,056 万円	648 万円
	私 立	1,122 万円	714 万円

3 入学時特別増額貸与奨学金（有利子貸与）

第一種奨学金又は第二種奨学金の初回振込時に、一時金として増額して貸与する制度です。10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択。

- ※ 貸与条件の詳細は在学する高等学校等へ確認してください。

4 募集時期及び申込方法

	募集対象者	募集時期	申込先
在学採用	大学・短大・専修学校（専門課程）等に在学している人	春	在学する大学・短大・専修学校等へ
予約採用	翌年4月に大学・短大・専修学校（専門課程）等へ進学予定の人	春※	在学する高等学校等へ 高等学校卒業程度認定試験の合格者、科目合格者又は受験手続を終えた人は機構へ

※ 春以降の募集もあります。詳細は在学する高等学校等へ確認してください。

5 問い合わせ先

- ・ 在学採用については、在学する大学・短大・専修学校・高専の奨学金担当窓口へ
- ・ 予約採用については、在学する高等学校等の奨学金担当者へ
- ・ 返還については日本学生支援機構奨学金返還相談センターへ
電話：0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）

日本学生支援機構ホームページ <https://www.jasso.go.jp/>
モバイルサイト <http://www.daigakuic.jp/jasso/>

給付型奨学金

平成31年度進学者

1 対象者

平成31年度に大学、短期大学、高等専門学校（4年次）又は専修学校（専門課程）（以下「大学等」という）に進学（又は進級）を予定している非課税世帯（市町村民税所得割額が0円）の人、生活保護受給世帯の人、または、児童養護施設退所者等社会的養護が必要な人

2 家計基準

- ・家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）が住民税非課税（市町村民税所得割額が0円）であること
- ・生活保護を受給していること
- ・社会的養護が必要な学生（児童養護施設退所者等）は18歳時点で施設等に入居等していた（いる）こと

3 学力・資質基準

日本学生支援機構から提示するガイドラインを踏まえて、各高校等が定めます。

4 申請の手続き

高校等在学中に、高校等を通じて申請

5 給付金額（月額）

国公立： 自宅通学2万円、自宅外通学3万円

私立： 自宅通学3万円、自宅外通学4万円

- ・社会的養護が必要な学生には、一時金として24万円を追加給付（初回振込時1回限り）

奨学金受給中の手続き

毎年度、翌年度の給付継続について以下の申請を行い、資格について審査を受けることとなります。成績不振等の場合、奨学金の交付が止まること等があります。

1 在籍報告

2 給付奨学金継続願

3 適格認定（「給付奨学金継続願」の提出後、在学する大学等により、奨学生としての適格性が保たれていることが確認され、機構に報告されます。）

本制度の概要は、以下のURLにも掲載しています。

日本学生支援機構ホームページ <https://www.jasso.go.jp/>

モバイルサイト <http://www.daigakuic.jp/jasso/>